

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 6 月 3 日（火）第622号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

- 落札者等の公告 (税務課取扱い) 1
- 議 会 規 則
- 鹿児島県議会傍聴規則の一部を改正する規則 (※) (議事課取扱い) 1
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（令和 7 年度税務総合システム運用及び維持保守業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 3 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社九州南部公共ビジネス部
鹿児島市高麗町43番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,300,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 2 号該当

議 会 規 則

鹿児島県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 日

鹿児島県議会議長 日高滋

鹿児島県議会規則第 3 号

鹿児島県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鹿児島県議会傍聴規則（昭和37年鹿児島県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
別記様式（裏面）中「静粛にし、」を削り、

- 「
- (1) 議場での議員の言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明したり、示威的行為をしないこと。
 - (2) 談論、放歌、高笑その他の騒ぎ立てる行為をしないこと。
 - (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。病気その他の理由でやむなく着用する場合は、事前に議長の許可を受けること。
 - (4) 飲食や喫煙をしないこと。
 - (5) 携帯電話を携帯しないこと。やむなく携帯する場合は、事前に電源を切ること。
 - (6) みだりに席を離れたり、そのほか不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 以上のほか議会の秩序をみだしたり、議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 」

を

- 「
- (1) 静粛にすること。
 - (2) 議場での議員の言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明したり、議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - (3) 飲食や喫煙をしないこと。
 - (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
 - (5) 以上のほか会議を妨害したり、他の傍聴人の傍聴を妨害する行為をしないこと。
- 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第58号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 6 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e フィーバーブルーロック MZ	株式会社ジェイビー	5P0439
ぱちんこ遊技機	P A フィーバー機動戦士ガンダム ユニコーン 2 A R	株式会社三共	5P0454
ぱちんこ遊技機	e G O D Z I L L A 7 M 5	株式会社ニューギン	510194
ぱちんこ遊技機	P 真・座頭市物語 N 2 - K	株式会社ニューギン	5P0159
ぱちんこ遊技機	e 真・一騎当千～軍神覚醒～ A M - T S	株式会社ディ・ライト	510289